

取り扱い職種の範囲等の明示について

株式会社 CC イノベーション(以下「当社」といいます。)は、厚生労働大臣に届出を行っている職業紹介事業者(許可番号 17-ユ-300204)です。

職業安定法第 32 条の 13、職業安定法施行規則第 24 条の 5 に則り、以下の項目を明示いたします。

1. **取り扱い職種・地域の範囲について**

取扱業務の範囲は、職業安定法に定められた全職種(港湾運送業務及び建設業務を除く)とし、日本国内に限りサービスを提供します。

2. **個人情報の取扱いについて**

当該情報に係る本人から本人の個人情報の開示の請求があった場合は、個人情報の取扱責任者※は本人が有する資格や職業経験等、客観的事項に基づく情報を速やかに開示します。また、本人から訂正の請求があり、その請求が客観的事実に合致するときは、速やかに訂正します。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとします。

※個人情報の取扱責任者は、厚生労働大臣に届出を行っている職業紹介責任者です。

3. **苦情処理について**

苦情のお申し出があった場合は、苦情処理の責任者※が、職業安定機関及び、他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、迅速かつ適切に処理します。 ※苦情処理の責任者は、厚生労働大臣に届出を行っている職業紹介責任者です。

4. **手数料について**

求人者からの手数料は、下表の範囲内において求人者または関係雇用主と合意した金額とし、契約書、覚書等に定めるものとします。

職業紹介事業における届出手数料表(下記手数料には消費税は含まれておりません。別途加算となります)

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	手数料負担者は 求人者 とします。 0 円
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 35% (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 35% 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 * 上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 35% 手数料負担者は 求人者 とします。

5. **返戻金制度について**

当社は、採用決定者が、入社後 6 か月以内に本人の事由により退職した場合、下記の通り成功報酬を返戻する制度を設けております。

入社より 1 か月以内の退職の場合	成功報酬の 80% を返戻
入社より 1 か月超3か月以内の退職の場合	成功報酬の 50% を返戻
入社より3か月超6か月以内の退職の場合	成功報酬の 10% を返戻

※上記について、求人者との契約において別の定めをする場合がございます。

その他ご不明な点がございましたら、担当までお問い合わせください。